

埋蔵文化財の保護について

○埋蔵文化財とは

「埋蔵文化財」とは、「文化財保護法（以下、「法」という。）」に規定されている「土地に埋蔵されている文化財」のことで、土器や石器、青銅器など、生活に使われた道具である物〈遺物〉と古墳や住居跡、城跡などの昔の墳墓や生活をした跡〈遺跡〉に分けられます。

埋蔵文化財は、日本および全国各地域の歴史や文化の成り立ちを理解するうえで欠くことのできない、国民共有の貴重な歴史的遺産であり、地域にとって誇りと愛着をもたらす精神的な拠り所であると同時に、個性豊かな地域の歴史的・文化的環境を形づくる重要な資産です。

○埋蔵文化財に対する基本的態度

- ・法第3条「政府および地方公共団体は文化財の保存が適切に行なわれるよう、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。」
- ・法第4条「一般国民は、政府および地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に誠実に協力しなければならない。」

○埋蔵文化財の保護

埋蔵文化財は、土木工事等で一度破壊されてしまうと、二度と復元ができないため、可能な限りありのままの状態で保護に努めなければなりません。しかし、土木工事等により、やむを得ず遺跡を保護できない場合は、発掘調査を実施してその記録を後世に伝えていくことが必要です。

文化財保護法上の土木工事等のための届出・通知について

○埋蔵文化財包蔵地とは

埋蔵文化財が存在、あるいは特に存在する可能性が高い範囲を「周知の埋蔵文化財包蔵地」と呼びます。

防府市では、令和5年4月現在で、市内143ヶ所が定められています（防府市遺跡地図参照のこと）。

周知の埋蔵文化財包蔵地（以下、「包蔵地」）で、地下の掘削を伴う建築・土木工事等を行う場合は、法に基づき届出・通知が必要です。

包蔵地を示した地図（防府市遺跡地図）は文化財課窓口で配布しています。工事を行う場所が包蔵地に該当しているか否かの照会は、窓口、FAX、電子メールでも受け付けています。照会の際には、案内図と位置のわかる小縮尺の地図をご用意ください。

○周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等届出・通知

- (1) 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、包蔵地を発掘（土地を掘り下げる）こと

しようとする場合には、次の届出が必要です。

- ①民間事業者においては、工事着手の60日前までに防府市長あての届出を行なわなければならぬ(法第93条)。
- ②国・地方公共団体等においては、工事着手の30日前までに防府市を経由して山口県知事あての通知を行なわなくてはならない(法第94条)。
- (2)これらの届出・通知に関しては、事業者と防府市の間で事前協議を経ていることが必要です。
- (3)公共の土木工事等のための発掘通知に対しては、山口県知事から事業者あてに「指示」・「勧告」(発掘調査・工事立会・慎重工事の指導)があります。

- ・「発掘調査」=工事により埋蔵文化財が破壊される、またはそれと同様な状態であると判断される場合。工事によって破壊される部分の調査を行い、遺跡の記録保存を行ないます。
- ・「工事立会」=工事により埋蔵文化財が破壊されない、または破壊されても範囲が狭小と判断される場合。地下の掘削を伴う工事中に文化財専門職員が立ち会います。
- ・「慎重工事」=工事による埋蔵文化財への影響がないと判断される場合。包蔵地内であることを認識して慎重に工事を実施していただきます。

※経費負担=原因者負担が原則

開発事業に伴う発掘調査費用の「原因者負担」は、法律上明確な規定はありません。しかし、開発事業が計画されたことにより埋蔵文化財を現状のまま保存することができなくなった場合、「少なくとも、発掘調査によって当該文化財の記録を保存すること」とし、「その原因となつた開発事業等の事業者に対しその経費負担による記録保存のための調査の実施を求める」としている。(平成10年9月29日付け文化庁次長通知)や、法第4条の「一般国民は、政府および地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に誠実に協力しなければならない」との規定などから、判例上確立されています。

事業者に負担を求める発掘調査費の範囲は以下の範囲です。

- ①発掘調査作業に要する経費
- ②出土文化財の整理等に要する経費
- ③報告書作成費

※発掘調査は費用と人と時間が必要です。埋蔵文化財の保護と開発事業との調整を円滑に図るため、できるだけ早い段階での文化財課との協議をお願いします。

埋蔵文化財に関する事務手続きのフローチャート

※「法」=文化財保護法

